

指定相談支援事業所「いっしん」運営規程

(特定相談支援事業・障害児相談支援事業)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一心福祉会（以下「事業者」という。）が設置する指定相談支援事業所いっしん（以下「事業所」という。）において実施する指定計画相談支援及び指定障害支援（以下「指定計画相談支援等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定計画相談支援等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意志及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

2 特定相談支援事業等の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

3 特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の立場に立って、計画作成対象障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとする。

4 前3項の他、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務職員1名）

管理者、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている特定相談支援事業等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 相談支援専門員 1名（常勤職員1名）
相談支援専門員は、利用者の日常生活全般に関する相談、サービス利用計画の制作及び継続的なモニタリング等を行い適切な障害福祉サービスの利用が行われるようにする。
- (3) その他の事業者 1名（常勤兼務職員1名）
(1)から(2)に附帯するその他の業務を行う。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定相談支援事業所いっしん
- (2) 所在地 沖縄県国頭郡大宜味村字津波 418 番地

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、（国民の祝日、12月31日から1月3日まで）を除く
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定計画相談支援事業等の提供方法及び内容）

第6条 事業所で行う指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画」という。）の作成及び評価
- (4) 訪問による継続的なモニタリング
- (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
(1)から(4)に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

（計画作成対象障害者等から受領する費用及びその額）

第7条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、計画作成対象障害者等から計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の額の支払いを受けるものとする。

- 2 計画作成対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定計画相談支援等を行う場合には、それに要した交通費の支払を計画作成対象障害者等から受けることができる。

- 3 第9条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を計画作成対象障害者から徴収するものとする。なお、この場合は、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。
- (1) 公共交通機関を利用した場合・・・公共交通機関の定める運賃
 - (2) 事業者の自動車を使用した場合・・・移動距離 (Km) × 20円
- 4 前1項から第2項まえでの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った計画作成対象障害者等に対し交付するものとする。
- 5 第2項の費用の額に係る指定計画相談支援等の提供に当たっては、あらかじめ、計画作成対象障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、計画作成対象障害者等の同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 事業者は、指定計画相談等を提供している計画作成対象障害者等が当該指定計画相談支援等と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第2号に掲げる額（若しくは児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額）の合計額（以下「利用者負担額等合計額という。」を算定するものとする。

この場合において、当該事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、計画作成対象障害者等及び当該計画作成対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、名護市以北とする。

(指定計画相談支援等を提供する主たる対象者)

第10条 事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- (3) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）
- (4) 精神障害者（18歳未満の者を含む）

(虐待の防止に関する事項)

第11条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情解決)

- 第12条** 事業者は、その提供した指定計画相談等又はサービス等利用計画に位置づけた障害福祉サービス等に対する利用者等又はその家族から苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
 - 3 事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第10条第1項又は児童福祉法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは定時の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又は家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第11条第2項又は児童福祉法第57条の3の3第3項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定計画相談支援等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者等からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 5 事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関し、障害者自立支援法第51条の27第2項及び児童福祉法第24条の34第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又は家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 6 事業者は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から全校までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。
 - 7 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかんする限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第13条** 事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により事故が発生した場合は、都道府県及び市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。

- 3 事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

- 2 職員は、その業務上知りえた利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知りえた利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、特定相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、その他関係機関等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定地域相談支援等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年5月24日に制定し、平成24年6月1日より施行する。